

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

## 1 計画策定の趣旨

国においては、平成 17 年に食育基本法が成立し、翌年、食育推進基本計画が策定されました。

これを受け新潟県では、平成 19 年 3 月「新潟県食育推進計画」を策定し、平成 23 年 3 月に一部修正を行い、平成 24 年度を目標年度として 22 の指標を掲げ、様々な組織等と連携しながら取組を進めてきました。

平成 26 年 3 月には、「第 2 次新潟県食育推進計画」を策定、平成 29 年 3 月に一部修正を行い、周知から実践に向けた食育の取組を推進してきました。

令和 2 年 3 月には、食をめぐる状況変化から取組の方向性を見直すとともに、本県の健康増進計画である「健康にいがた 21 (第 3 次)」等関連計画と整合を取りながら、県民の健康寿命の延伸につなげ、一人一人が生き生きと暮らせる「健康立県」の実現を掲げた「第 3 次新潟県食育推進計画」を策定し、普及啓発や民間企業等と連携した食環境づくり等の取組を進めてきました。

このたび、計画期間の終期を迎えることから、これまでの取組の成果に対する評価を行いました。その結果、依然として主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をとる人の割合が減少していることや、野菜摂取量が不足しているなど、特に 20~30 歳代の若い世代で課題が見られました。このような課題を踏まえ、新潟県では「食」の重要性を再認識し、県民、関係者、行政が一体となって食育を推進するための総合的な計画として「第 4 次新潟県食育推進計画」を策定し、県内における食育の取組を推進していくこととしました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日制定）第 17 条第 1 項で規定する都道府県食育推進計画に位置付けます。

なお、新潟県の上位計画や各種関連計画と整合を図り、地域の特性に応じた食育の取組が推進されるための計画とします。

なお、健康づくりの推進に関しては、新潟県健康増進計画「健康にいがた 21」、「新潟県歯科保健医療計画」及び「新潟県がん対策推進計画」と整合を図り、企業・保険者、健康・福祉・医療関連団体、地域、学校等と協働して取り組みます。

### 3 計画の期間

計画期間は県の最上位計画である「新潟県総合計画」を踏まえ、令和 7 年度から 14 年度までとし、毎年度の進行管理を行うとともに、令和 10 年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。